

島原広域消防本部からのお知らせ

令和3年12月17日に大阪市北区で発生したビル火災では、死者24名、負傷者4名を出す大きな被害が発生しました。

現時点で出火原因は特定されていませんが、地上へ直通する階段が1の防火対象物で、当該階段付近の4階部分で出火（放火疑い）し、建物内に煙や熱気が充満することで、多数の逃げ遅れが生じたものと考えられます。

報道により御存知かと思うのですが、このような状況を踏まえ、「特定一階段等防火対象物」に対し、緊急の立入検査を実施することとなりましたので、御協力をお願いします。なお、検査項目は下記のとおりです。

検査項目

- ・ **階段** 物件が置かれていませんか。
- ・ **防火戸・シャッター** 緊急時に閉鎖は可能ですか。
- ・ **避難経路** 避難経路に物は置かれてないですか。
- ・ **避難器具** 安全に降下できるようになっていますか。
- ・ **非常用進入口** 窓はふさがれていませんか。
- ・ **避難訓練** 年2回以上実施していますか。
- ・ **消防用設備等の点検** 点検報告していますか。
- ・ **放火** されないように、物を放置していませんか。

火災になった時に命を守るために

- ・ 消火器の設置場所を確認する。
- ・ 避難経路を確認し、避難の妨げになる物を置かない。
- ・ 火災の時は、大声で周りに知らせながら逃げる。
- ・ できるだけ低い姿勢で避難行動